

◎新潟県告示第792号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)

第8条ウ開設の期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「令和2年1月1日から令和2年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日